

令和4年3月18日

まん延防止等重点措置の終了に伴う本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和4年1月21日（金）からの政府による神奈川県を実施区域とするまん延防止等重点措置の実施が令和4年3月21日（月）をもって終了します。

本市では、まん延防止等重点措置の実施期間中、市民の協力のもと、感染防止対策を徹底することで、市内におけるまん延防止に努めてまいりました。しかしながら、未だ終息には至っていないことから、まん延防止等重点措置終了後においても気を緩めず、引き続き感染拡大防止対策を徹底し、行政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、まん延防止等重点措置終了後、当面の間、以下の方針に基づき行政運営を行ってまいります。

- 1 本市が主催するイベント等については、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をする。なお、指定管理者が実施するイベント等についても同様とする。
- 2 本市が管理する市民利用施設については、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染防止対策の徹底を積極的に周知したうえで通常どおり運営する。  
また、イベント等の開催を目的とした施設利用者に対しては、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等を遵守することを促す。  
なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができる。  
利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還する。
- 3 保健衛生・医療対策等の業務に関する職員の応援体制について、応援を必要とする職場や応援人員を出す職場の業務状況等を勘案しながら、引き続き適切に対応する。  
また、今後の感染者数や医療体制の状況によっては、更なる応援体制の強化も想定され得ることから、庁内においては、必要に応じてすみやかに、業務の縮小・休止ができる体制を整えておく。
- 4 業務の実施に当たっては、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避け、「人と人との間隔の確保」や「マスクの着用」、「手洗い」や「換気」などの基本的な感染防止対策を継続する。

(その他)

新型コロナウイルス感染症対策本部会議及びプロジェクトチームについては、まん延防止等重点措置終了後についても体制を維持し、必要に応じて招集することとする。